

# 第104回 通常議員総会資料

令和3年度

事業計画書ならびに一般会計  
特別会計 収支予算書

令和3年3月29日(月)

阿南商工会議所

(住 所) 阿南市富岡町今福寺34-4

(TEL) 0884-22-2301

(FAX) 0884-23-5717

<http://www.anancci.or.jp>

E-mail [anancci@anancci.or.jp](mailto:anancci@anancci.or.jp)

# 目 次

第1号議案	令和3年度 事業計画	1
	令和3年度 中小企業相談所事業計画	13
第2号議案	令和3年度 収支予算書（総括表）	19
	令和3年度 一般会計収支予算書	21
	令和3年度 法定台帳特別会計収支予算書	24
	令和3年度 中小企業相談所特別会計収支予算書	25
	令和3年度 会員事業所共済制度特別会計収支予算書	27
	令和3年度 労働保険事務組合特別会計収支予算書	29
	令和3年度 電光掲示板運営特別会計収支予算書	30
	令和3年度 特定退職金共済制度特別会計収支予算書	31
	令和3年度 商工業振興センター特別会計収支予算書	32
第3号議案	一時借入金の最高限度額	33
第4号議案	取引銀行指定	33
第5号議案	定款の一部変更	34



# 第1号議案

## 令和3年度 事業計画（案）

### 1. 基本方針

最近のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行第3波の拡大に伴い、再発令された緊急事態宣言の延長・再延長により、外出行動や移動の自粛が強まり、外食・旅行などサービス消費が停滞しています。また、それを背景に非製造業の経済活動も低調に推移しています。一方、製造業は輸出関連企業で、中国向けを中心とした輸出の回復を受けて底堅く推移していますが、全体的には低調な状況が続いています。徳島県においても同様で、緊急事態宣言の再発令が個人消費や雇用情勢を弱め、停滞した状況が続いています。今後の経済も、緊急事態宣言は全面解除されたものの、変異ウイルスの広まり等による感染リバウンドの懸念もあり、引き続き感染者数の動向に左右され、停滞感の強い状況が続くものと思われまます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、生活様式、消費行動、コミュニケーション方法、働き方等に劇的な変化をもたらし、新たな行動や価値観が生じることになりました。

企業経営においては、今後進むべき経営上の課題が浮き彫りとなり、今後の企業経営には、アフターコロナやデジタル・SDGsが重要なキーワードになることが明確になりました。

このような経済状況や経営環境におきまして、当商工会議所は「持続可能な地域の創生」と、会員事業所をはじめとした中小商工業者の「発展・活力強化」に資する事業展開を大きな柱として、取り組んでまいります。

「持続可能な地域の創生」については、地域全体にグリーン社会やSDGsの考え方を根付かせ、それらをどう地域に生かして行くことが極めて大切であります。折しも阿南市ではSDGsの理念を取り入れた、新たな総合計画による行政施策がスタートします。こうした状況の中で、当商工会議所においてもSDGsの考えかたのもと、地域づくりや商工業振興等の関連事業については、阿南市と連携・協調を図ってまいります。そして地域の持続可能生を確保するには、地域経済の持続的発展を図る必要があります。それを支える地域企業の力強い事業展開や産業の高度化・雇用の創出等とともに、社会・産業基盤の整備促進が不可欠であります。

阿南市は徳島県内での総生産や、製造品出荷額において高いウエイトを占め、産業都市特に工業を中心に発展してきました。さらに持続的な発展をするためには、徳島南部自動車道や阿南安芸自動車道等の高速道路ネットワークの早期整備が最も重要であります。そして整備促進のためには開通後にこの高速道路網を活かした、観光誘客・地域産業育成・新規産業創出や、沿線での次世代型工業団地の整備策、併せて南

海トラフ巨大地震・集中豪雨等に対する海岸線や那賀川水系等の防災・減災・事前防災のためのインフラ強化策、定住・交流・関係人口の創出・拡大策等を組み入れた、地域に密着し地元企業の集う総合経済団体としての、「阿南市の目指すべき将来の姿」を描く必要があります。

その「目指すべき将来の姿」を、委員会・部会等が連携した調査研究等により、地域経済や産業界の実態に即した、確かな根拠にもとづいたものとして取りまとめ、財務省・国土交通省をはじめとする国の機関、徳島県、阿南市、関係機関団体等への提言・要望活動を展開してまいります。

中小商工業者の「発展・活力強化」については、新型コロナウイルスの対策として、国・徳島県・阿南市の支援策を活用し、資金繰り・雇用維持・経営再建・新規事業展開などの多様な経営相談支援を行います。そして、アフターコロナを見据えた企業経営並びに企業力強化として、IT化・デジタル化・生産性向上・SDGs経営等の推進に関し、金融・経理・税務・雇用・創業・経営革新・販路拡大・事業承継等、一体となった経営支援を行ってまいります。

## 2. 取組みと具体的事業

### (1) 防災減災・社会インフラ整備促進

令和3年度より「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が約15兆円の予算で事業化される。この予算確保等に向け、高速道路ネットワークの早期整備や防災・減災・事前防災のための社会インフラ整備等について、「社会インフラ整備促進特別委員会」を中心に各委員会・各部会等が連携し調査研究を行い、関連諸団体とも連携・協働して、財務省・国土交通省をはじめとする国の機関、徳島県、阿南市、関係機関団体等への政策提言や、提言の具現化についての要望活動を行う。併せて持続可能なまちづくりを目指して、令和4年度に予定されている徳島県東部都市計画見直し並びにこの都市計画見直しや、防災・減災・事前防災対策に大いに関連する、地籍調査事業の早期完成について関係行政庁等への提言活動を行う。また徳島南部自動車道等の整備促進に関しては、高速道路網を活かした地域づくり方策をまとめ、要望活動に活かすとともに、関係する広域の多種・多用な関連諸団体と連携・協働し一体となって要望活動を押し進める。特に小松島商工会議所をはじめ近隣の商工会とは、同じ使命や役割を持つ地域の総合経済団体として、連携体制の組織化等により、継続的かつ効果的な連携・協働を図る。その他に地域住民の災害に対する認識や備えの啓発と、地域での防災力の強化・充実に向けての、町丁別の防災セミナーを実施する。

#### ア. 主な整備促進項目等

- (ア) 徳島南部自動車道・阿南安芸自動車道の早期開通
- (イ) 国道55号阿南道路と徳島南部自動車道インターを結ぶ辰己から大野に至る東西幹線道路整備
- (ウ) 那賀川水系他、中小河川の洪水・氾濫に対する防災・減災対策
- (エ) 那賀川水系における、渇水等利水対策
- (オ) 南海トラフ巨大地震・津波・高潮等に備えた海岸線の防災・減災対策
- (カ) 高速道路沿線での次世代型工業団地の整備
- (キ) その他阿南市に必要なインフラ整備
- (ク) 徳島県東部都市計画の見直し
- (ケ) 阿南市地籍調査事業の早期完成
- (コ) 高速道路網を活かした観光誘客・地域産業育成・新規産業創出方策の検討・提案

- (サ) 第6次阿南市総合計画の検証
- (シ) 地域の防災セミナー（逃げ遅れゼロセミナー）の開催

イ. 連携・協働する関係諸団体等

- (ア) 小松島商工会議所
- (イ) 県南部の商工会
- (ウ) 阿南市高規格道路建設促進期成同盟会
- (エ) 那賀川渇水対策協議会
- (オ) 辰巳工業団地立地企業等連絡会
- (カ) 那賀川工業用水利水者協議会
- (キ) 水環境研究会
- (ク) 地区自主防災会及び連合会
- (ケ) 那賀川アフターフォーラム
- (コ) 四国はひとつ“阿波のみち”女性フォーラム実行委員会
- (サ) 市内土地改良区

等

## (2) 部会活動の推進

部会長会議を適宜開催し、6部会間の連携を図り積極的に部会活動を推進する。

ア. 商業部会

- (ア) 正副部会長の月1回の定例会開催（原則毎月第2水曜日）及び分科会での専門組織化
- (イ) 振興分科会
  - a. 商業支援のための活動全般（雑誌発行及び店主会の開催・商業支援チームの立ち上げ）
  - b. 阿南市中小企業振興基本条例への参画・提言・施策要望
- (ウ) 交流分科会
  - a. 商業視察研修及び親睦旅行の実施
  - b. 「まちのゼミナール」事業への支援・協力
- (エ) 研修分科会
  - a. 商業関係の講演会及び各種研修・勉強会の開催
  - b. 会員拡大のための仕組みづくりと会員拡大の取組

イ. 工業部会

- (ア) 定例会開催に向けた正副部会長会議の開催

- (イ) 部会員の連携・親睦及び交流の推進
- (ウ) 企業経営におけるSDGsの取組について研修
- (エ) Web会議システム、オンライン商談等IoT実践に役立つ研修
- (オ) 中小企業振興基本条例の施策提言

#### ウ. 交通部会

- (ア) 視察事業
  - a. 兵庫県豊岡市行政視察
    - (a) 城崎国際アートセンター、兵庫県立芸術文化観光専門職大学、江原河畔劇場等
    - (b) 上記事業に関連する講演会、研修会
- (イ) 署名運動の実施
  - a. 津乃峰スカイライン公有化、ランドマーク化への整備に対する署名運動
  - b. 行政に向けての上記提言を実施
- (ウ) ふなどころ阿南まちづくり協議会への協力

#### エ. 建設部会

分科会設置により専門性を活かした調査研究を行う

- (ア) 都市計画分科会
  - a. 阿南市都市計画（徳島県東部都市計画）見直しに関する調査研究
  - b. 室戸阿南海岸国立公園プロジェクト
- (イ) 阿南市公共工事発注制度改革分科会
  - a. 歩切りの根絶と適正価格による設計価格の公表、発注及び施工の平準化（阿南市公共工事部門担当部署及び阿南市幹部と建設関連団体との懇話会開催）
  - b. 令和2年度の要望での未解決部分の再度要望書の提出
  - c. 以上2点につき徳島県建設業協会阿南支部等と連携して行う
- (ウ) 建設労働者雇用対策分科会
  - a. ベトナム人技能実習生雇用研修及び外国人雇用に関する先進事例研修
  - b. ジェトロによる世界に通じる企業育成セミナーの開催
  - c. 「椿半島魅力PJ」ワークショップ開催
    - (a) 高速道路を活用した地域活性化プランづくりにより、阿南市魅力発信を目指す
    - (b) 椿半島エリアの空き家活用によるワーケーションや、SDGs



実践プログラム、椿半島のポテンシャルを活かした、スポーツとSDGs教育プログラム、温泉を活用したグランピング事業と地域連携事業についての具現化

d. 阿南市総合計画説明会の開催

人口減少、自然災害対策及びSDGsを基調とする「多様な産業が咲き誇る生涯チャレンジ都市阿南」を実現するために行政が、目指すまちづくりを理解するセミナーを開催する

e. SDGsセミナー開催

SDGsへの取り組みと事業展開のあり方を学び、市内企業の経営改善に資する研修会を3回に分けて開催する

(a) SDGs×体験

「2030年SDGsカードゲーム」により、世界とのつながりを体感する

(b) SDGs×地域課題解決

「SDGs de 地方創生カードゲーム」により、SDGsの考え方からみんなでの問題解決を学ぶ

(c) SDGs×新規ビジネス

「SDGs Outside-in カードゲーム」により、新規ビジネスを産み出すための行動を体験する

(エ) 阿南市未来都市構想研究会による調査研究

a. 人口減少対策

b. 自然災害対策としての事前・防災対策

c. グリーンインフラ事業への提案

d. 徳島南部自動車道整備による地域効果とデメリットの検証

e. 自治体と企業、大学連携によるまちづくり構想提案

(a～eは、令和2年度までに実施済み事業)

f. 黒部市とYKK及び東京大学による新たなまちづくり実証「黒部パッシブタウン」の視察

上記項目より阿南市未来都市構想をまとめ、南伸する徳島南部自動車道整備促進活動並びに、令和4年実施予定の徳島県東部都市計画見直しに向けての関係行政庁への提言活動に活用する

オ. サービス部会

(ア) アフターコロナに向けた対策研究・研修会の開催

(イ) 県南部1市4町における広域観光を推進する情報交換会の開催(観

- 光振興対策委員会との合同)
- (ウ) DMO「四国の右下観光局」との連携
- (エ) 会員企業並びにそこで働くスタッフの資質向上を目的とした各種セミナーを実施する
- (オ) 各部会・委員会と連携して効率的な深い活動を行う
- (カ) 中小企業振興基本条例の施策提言
- (キ) 部会員による情報交換並びに親睦

#### カ. 金融部会

- (ア) 金融部会の定例会開催
- (イ) 部会員増強
- (ウ) 講演会・研究会・講習会の開催
- (エ) 金融相談指導事業
- (オ) 経営安定セミナー開催
- (カ) 中小企業振興基本条例の施策提言

### (3) 委員会活動の推進

3 委員会の活動を積極的に推進する

#### ア. 運営委員会

- (ア) 通年会議所活動の課題検証と優秀会議所活動の調査研究
- (イ) 部会活動（商業・工業・交通・建設・サービス・金融）活性化の支援
- (ウ) 委員会活動（若者定住促進・観光振興対策委員会）活性化の支援
- (エ) 部会・委員会間の連携連絡調整と女性会及び青年部との協調
- (オ) 五役会へ会議所運営についての意見具申
- (カ) J R 阿南駅及び阿南市商工業振興センター周辺の清掃活動
- (キ) 会員増強の実施
- (ク) その他会議所活動全般の提案や連絡調整

#### イ. 若者定住促進委員会

- (ア) 阿南市に若者が移住・定住するためのプロジェクトについての調査研究
- (イ) 全国各地で行われている若者定住促進のアイデアを取り入れ阿南独自のやり方の調査研究
- (ウ) 阿南市長を本部長とする若者定住戦略本部の設置を実現する調査研究
- (エ) 中小企業振興基本条例を用いての若者の定住に繋がる施策の調査研究
- (オ) 常議員会等での調査研究結果の報告及び意見具申

#### ウ. 観光振興対策委員会

- (ア) 観光業におけるコロナ対策とウィズコロナ時代の調査研究
- (イ) 徳島南部自動車道の開通後の観光振興に関する調査研究
- (ウ) ウィキペディアタウンプロジェクトの推進
- (エ) 観光先進地の実地調査と研究
- (オ) スポーツニューツーリズムの調査研究
- (カ) 阿南市観光協会と四国の右下観光局との連携
- (キ) 史跡の観光化に関する調査研究
- (ク) その他観光産業発展のための環境整備

### (4) 新型コロナウイルスによる影響対策支援

新型コロナウイルス関連特別相談窓口を設置し、国（経済産業省）において設置された、県内の相談窓口と連携し、企業への影響対策のための確かな情報提供とともに、国・徳島県・阿南市等の各種支援施策の活用について相談・指導等の支援を行う。

### (5) 阿南市中小企業振興基本条例にかかる施策提言

平成29年10月1日に施行された、阿南市中小企業振興基本条例が、市内中小企業の振興、地域経済の活性化に、より効果的なものとなるために、各部会及び委員会等で調査研究や協議等を行い、阿南市に施策提言を行う。

### (6) 地場企業の経営安定と地域産業の振興

市内商工業の経営上の諸問題について対応するために、相談・指導機能の充実・強化を図り、市内商工業の経営安定に努める。

ア. デジタル化対応支援

イ. SDGs 経営支援

ウ. グリーン経営支援

エ. 健康経営支援

オ. 経営発達支援計画の推進

カ. 働き方改革への対応支援

キ. 合同就職面談会・就職相談会等の雇用対策支援

ク. 事業承継支援

ケ. BCP(事業継続計画) 策作成支援・BCM(事業継続マネジメント)、  
BCMS(事業継続マネジメントシステム) 構築支援

コ. 経営安定の特別相談室に関する相談指導

サ. マル経資金他各種融資制度の活用相談指導

- シ. 経理・税務相談指導
- ス. 消費税率引き上げに伴う軽減税率及びインボイス制度対策
- セ. 経営相談・コンピュータ経営診断事業の充実
- ソ. 中小企業支援施策の普及と活用支援
- タ. 経営革新支援
- チ. 小規模事業者持続化補助金等、国・県補助金、助成金導入相談指導
- ツ. 環境関連法適用支援
- テ. 個人情報保護法対応支援
- ト. 産業廃棄物処理関連法及び容器包装リサイクル法、家電リサイクル法の普及推進
- ナ. 省エネルギー及びCO<sub>2</sub>排出削減活動の推進
- ニ. 原産地証明ほか貿易関係証明の発給
- ヌ. 全国商工会議所ビジネス総合保険制度等の普及と加入促進
- ネ. 市内中小企業景況調査等の実施
- ノ. 経営動向の把握と情報の提供
- ハ. 中小企業倒産防止共済制度の加入促進
- ヒ. 小規模企業共済制度の加入促進
- フ. 日本政策金融公庫及び市内金融機関等との連携
- ヘ. 徳島県商工労働観光部及び阿南市産業部との連携
- ホ. とくしま産業振興機構等中小企業支援との連携
- マ. 徳島県商工労働観光部及び阿南市産業部との連携

## (7) 商工業の活性化と観光及び地域の振興

### ア. 商業関連

- (ア) キャッシュレス導入のためのセミナー、相談会の実施
- (イ) 阿南光のまちづくり事業の推進（観光及び地域振興事業にも関連）
- (ウ) 商店街環境整備事業への支援と活性化
- (エ) 「まちのゼミナール」の開催支援
- (オ) 「あなんまちマルシェ」の開催支援
- (カ) 「商人塾」の開催支援
- (キ) 「繁盛店づくり事業」支援
- (ク) 「活竹祭」の開催連携
- (ケ) 市内各商店街組織との連携

### イ. 工業関連

- (ア) 教育機関（高校・高専・大学）との連携強化

- (イ) ロボット・I o T・A I・5 G等先進ツール利活用研修会の開催
- (ウ) 業種別診断指導の実施
- (エ) 新技術・新商品開発の支援
- (オ) 後継者グループの支援
- (カ) 業種団体や組織との連携

#### ウ. 観光及び地域振興関連

- (ア) 特産品を活用した伝統工芸の後継者育成
- (イ) 阿南の夏まつり事業の推進
- (ウ) 阿南市阿波おどり振興事業の推進
- (エ) 阿南光のまちづくり事業の推進
- (オ) 野球のまち阿南の推進
- (カ) 新たな観光資源の発掘・創出事業
- (キ) 特産品を使った新たな観光品の研究及び開発事業
- (ク) インバウンド対応事業
- (ケ) 阿南市観光協会との連携
- (コ) AMA地域連携推進協議会への事業協力
- (サ) 各種観光事業の主催・共催及び後援・協賛
- (シ) 「四国の右下観光局」事業との連携・支援

### (8) 情報化への対応と推進

市内商工業、特に小規模企業の情報化の促進のための支援事業に取り組む。

- ア. I o T活用支援
- イ. 5 G活用支援
- ウ. ホームページの活用推進
- エ. 電子政府・電子行政への対応支援
- オ. 電光掲示板による各種情報の発信事業
- カ. 会報「ニュー阿南」の発行

### (9) 労働対策の推進

市内商工業者への人材確保及び人材育成と、労働福祉向上等を推進する。

- ア. 阿南地域の企業に勤務する若者に対する定住対策
- イ. 外国人材受入れ・活用相談
- ウ. 合同就職面談会の開催
- エ. 労働保険制度・社会保険制度の普及推進
- オ. 特定退職金共済制度の普及と加入促進

- カ. 高年齢者の継続雇用制度の導入促進
- キ. すだち共済制度の普及と加入促進
- ク. 就労者のスキルアップ支援（各種検定の実施 簿記・日商P C・福祉住環境コーディネーター等）
- ケ. 優良従業員表彰の実施
- コ. 新規学卒就職者激励会及研修会の開催
- サ. 労働保険事務組合の運営
- シ. 働き方改革関連法への取組み及び対策
- ス. テレワーク導入のサポート支援

#### (10) インターンシップ等の推進

「雇用促進実行委員会」により、市内企業と県下教育機関との、インターンシップ事業及びc o o p事業を推進する。

- ア. インターンシップ等の振興
- イ. 企業P R動画制作及び学生への企業P R活動
- ウ. 企業説明会の実施
- エ. 商工会議所主催の合同就職面談会への参画周知

#### (11) 創業者支援事業の推進

阿南市の創業支援事業計画による、委託事業（平成28年度より毎年度実施）として、阿南市での創業計画者に対し、創業支援セミナー・体系的な創業塾等の開催や、経営相談指導・補助金活用・金融相談あっせん等の支援事業を行う。

- ア. 創業支援相談窓口の設置
- イ. 創業支援セミナー及び体系的な創業塾の開催
- ウ. 創業事業者の補助金申請手続き支援
- エ. 金融あっせん相談指導の実施

#### (12) 女性会・青年部活動支援と連携強化

女性会・青年部が実施する諸事業への協力・支援と連携を図る。

#### (13) 阿南市商工業振興センターの活用

阿南市商工業振興センターの指定管理者制度による運営を通じ、市内商工業者の育成と資質の向上を図るとともに、管理コストの削減によって利用者に対するサービスの向上に努める。

#### (14) 会議所運営・活動の活性化及び組織・財政基盤の強化

商工会議所運営・活動への役員・議員の主体的参画を図るとともに、組織率の向上に向けた、会員増強運動の展開と財政基盤の強化を図る。

- ア. 運営委員会での会員増強推進
- イ. 会員サービス事業の充実
- ウ. 常議員会・議員総会の開催
- エ. 監事会の開催
- オ. 五役会議（会頭・副会頭・専務理事・監事・運営委員長）の開催
- カ. 部会長会議の開催
- キ. 委員長会議の開催
- ク. 役員・議員研修会の開催
- ケ. 新年互礼会の開催
- コ. 会員親善ゴルフコンペの開催
- サ. 徳島県商工会議所連合会及び県内商工会議所との連携
- シ. 日本商工会議所及び四国ブロック商工会議所連合会との連携
- ス. 県南部地域商工会との連携
- セ. 関係行政機関及び関係経済団体・組織との連携

#### (15) 職員の資質向上と事務局体制の強化

会員へのサービス向上を目的にした、職員研修の実施や各団体で開催する勉強会等に、積極的に参加することで職員の資質向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策や心身とものヘルスケアの推進など職場環境を整える。

# 令和3年度 中小企業相談所事業計画（案）

## 1. 基本方針

中小企業相談所では、国の中小企業施策の一つである「経営改善普及事業・経営発達支援事業」を推進し、市内商工業者（主に小規模事業者）や開業希望者の課題に対応し、相談や指導機能の充実・強化を図り、市内商工業者の経営安定・発展に寄与できるよう支援に取り組みます。

また未曾有の悪影響をもたらした「新型コロナウイルス感染症」に対しては、支援策を通じた相談を行って参ります。

## 2. 具体的実施事業

### （1）新型コロナウイルス感染症対策事業（当所が受付窓口となるもの）

ア. 新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談体制強化事業  
中小企業診断士 経営の見直し・事業計画作成・資金繰りなど  
社会保険労務士 雇用調整助成金・働き方改革など

イ. 資金繰り支援事業

日本公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などの推薦・斡旋など

ウ. 小規模事業者持続化補助金事業

コロナ等の苦境を乗り越え、事業を持続発展させる為の事業計画書作成支援

エ. 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金における事前確認事業

その他、企業応援給付金、事業再構築補助金、IT導入補助金など当所で受付ができない相談には窓口の紹介を行い、また、新たな支援策が発表された場合は、会報掲載や経営相談時に情報提供を行う。

### （2）金融相談指導事業

企業の資金繰りに関し、金融相談事業として、具体的には、小規模事業者経営改善資金（マル経資金）をはじめ、県・市・日本政策金融公庫等の各種金融制度の利用斡旋を通じ、金融面から市内企業の経営安定化を支援する。特に、企業経営上、資金繰り対応の必要度が高い、7月・11月に日本政策金融公庫の貸付スピード化を目的に「一日公庫」を実施し、各企業の資金繰り緩和対応を支援する。

ア. 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経資金）の調査実施及び審査会の開催

イ. 小規模事業者以外でも申込できる普通貸付制度など各種制度融資の利用斡旋（国・県・政府系金融機関の貸付制度を活用した長期・低金利融資の斡旋）

ウ. 日本政策金融公庫「一日公庫」の開催



### (3) 経営安定特別相談事業

経営上の様々な悩みを解決するため、経営安定特別相談室を設置し、商工調停士、専門スタッフ（弁護士等）により、相談希望のある事業所に対し、企業防衛や経営安定・改善や、円滑な廃業のための個別相談指導を行うと共に、市内中小企業を対象とした倒産防止対策、経営安定等に関する講習会を実施する。

- ア. 経営安定特別相談室を設置し、商工調停士、弁護士等による経営安定・企業防衛に関する専門的相談指導の実施
- イ. 倒産防止対策・経営安定、改善のための講習会の開催
- ウ. 経営分析・長期経営計画策定・経営情報提供及び経営計画策定セミナーの実施
- エ. 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）制度の加入促進と融資制度の周知
- オ. 倒産企業として知事が指定した企業に債権を有する場合の「経済変動対策資金」の推薦
- カ. 企業経理実習者の育成講座開催

### (4) 記帳・税務指導に関する事業

個人事業主を対象に、日常取引の記帳から決算・申告まで継続して支援し、特に、記帳のコンピューター化が図れるよう相談体制を確立する。また、所得の増加などにより「法人なり」を希望する事業主に対しては専門家への橋渡しを行う。なお、単に納税額の計算に留まらず、相談者の経営課題・展望などを聴き出し、支援策を提示するなど解決に向けた提案が行えるよう心がける。

- ア. 電子帳簿保存法制度の周知  
青色申告特別控除65万円を受けるための要件について周知を行う。
- イ. インボイス制度（適格請求書等保存方式）に向けての周知  
2023年10月から予定されている「適格請求書」の周知と、特に消費税の免税事業者に対し、インボイス制度導入後の対応について説明を行う。
- ウ. 複式簿記実務講座の実施  
企業の経理実務に即応する、人材育成を目的とした長期講座の開催
- エ. 税務記帳に関する講習会・研修会の実施
  - (ア) 税制改正に関する指導会・研修会の開催
  - (イ) 源泉税・年末調整・青色決算・確定申告事務処理説明会及び個別指導会の開催
  - (ウ) 消費税申告に関する個別指導会の開催
  - (エ) 青色申告者記帳点検個別指導会の実施
  - (オ) 記帳、税務処理に関する講習会の開催
  - (カ) 経営支援員による記帳巡回指導の実施
  - (キ) パソコンによる記帳代行
- オ. 電子申告制度（イータックス）の普及
  - (ア) 税務署と連携を図り、イータックスの普及に努める。
  - (イ) クラウド会計等最先端技術の導入検討

## (5) 小規模事業者支援法に基づく「経営発達支援計画」申請事業

管内小規模事業者の持続発達を目的に、小規模事業者の経営状況の分析、事業計画の策定・実施、地域経済動向調査、商談会等への参加を支援する計画を取り纏めた「経営発達支援計画」の申請受付が8年前より行われており、当所では昨年度初めて申請した。

結果は、3月下旬頃発表予定である。

認定を受けることが出来れば下記の事業に取り組み、通らなければ今年度も再度申請を行う。

### ア. 「経営発達支援計画」計画内容

#### (ア) 経営資源の内容、財務内容等の経営状況の分析

(経営資源：小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員等)

#### (イ) 事業計画の策定・実施に係る指導及び助言

#### (ウ) 需要の動向、地域経済の動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供

#### (エ) 広報、商談会・展示会・即売会等の開催・参加、需要開拓に寄与する事業

### イ. 法定経営指導員の関与

上記経営発達支援事業計画の立案実施は主に経営指導員が関与することになるが、従来経営指導員の身分がはっきりとしていなかった。そこで令和元年の改正で新たに法定経営指導員として位置づけられるようになり、3名の経営指導員は法定指導員のテストに合格している。引き続き、法定経営指導員としての知識・コミュニケーション能力を高めるため、各種講習会等に積極的に参加し経営指導の能力を高めていく。

## (6) 事業承継・事業再生支援事業

### ア. 事業承継事業

中小企業の株式に係る事業承継税制の抜本拡充を受け、中小企業の事業承継が活発化している。また、個人事業者向け事業承継税制が創設される等、中小企業・小規模事業者の事業承継を後押しする環境整備が進んでいる。そこで、事業承継についての相談や後継者不在の事業者へのマッチング等について、当所に派遣されているコーディネーターをはじめ「徳島県事業承継・引継支援センター」との共催によりセミナーや個別相談会を開催し支援を行う。

### イ. 事業再生支援事業

事業の収益性や将来性などはあるが財務上の問題を抱えている企業に対して、資金繰りなど早期の経営改善を支援している「徳島県経営改善支援センター」や、金融機関との調整を含めた再生計画の策定が必要な場合は、「徳島県再生支援協議会」と連携し、中小企業が健全な経営を図れる支援事業を行う。

## (7) 創業・経営革新支援事業

### ア. 創業者支援事業の推進

阿南市内での創業希望者に対し、経営相談指導・金融あっせん・補助金活用等の支援事業を行う。

(ア) 創業支援相談窓口の設置

(イ) 創業支援セミナー及び、体系的な創業塾の開催

(ウ) 創業事業者の補助金申請手続き支援

(エ) 金融あっせん相談指導の実施

### イ. 小規模事業者持続化補助金申請への支援

小規模事業者の持続的発展を後押しするため、販路開拓等の事業計画書の作成支援を行う。

(ア) 小規模事業者持続化補助金セミナーの実施

(イ) 事業計画作成者への支援計画書の作成と事業実施支援

## (8) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

中小企業・小規模事業者の課題やニーズについて、コーディネーター並びに専門家による相談会や個別指導を実施し、経営改善を図る為の支援事業を行う。

ア. よろず支援拠点との共催によるセミナー・個別相談会の開催

イ. 中小企業119(旧ミラサポ)による専門家派遣事業の実施

## (9) 情報化推進支援事業

### ア. IT導入支援事業

労働力人口の減少・顧客の求めの細分化や新型コロナウイルス感染症を契機としたテレワーク導入等に対応すべく、ITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入し、中小企業・小規模事業者等の生産性の向上を図ることを目的とした、中小企業・小規模事業者等が行う生産性向上に係る計画の策定や補助金申請手続等について、ITベンダー、専門家等の支援を得ることを推進する。

### イ. インターネット活用情報交流事業

当所ホームページの内容をさらに充実させ、阿南商工会議所の情報の発信と共に、市内商工業者の事業機会の増大を目的として、個別情報(各企業のホームページ)や、特産品・観光案内などの地域情報ページを設け、情報の受発信を行う。

(ア) 商工会議所のホームページの更新

(イ) 商工会議所のホームページから市内中小企業の個別企業情報、及び特産品・イベント等の地域情報を市内外の商工業者及び消費者へ発信

(ウ) J-GoodTech(中小機構)やザ・ビジネスモール(大阪商工会議所)などの各種情報のマッチングサイトを紹介し、市内の商工業者の事業活動の機会を拡大させる。

### ウ. ホームページ等開設支援事業

ホームページ等の開設を計画している事業所に対し、ホームページ等のコンテンツや作成技術について相談と専門家への橋渡しを行う。

## (10) B C P (事業継続計画) 作成事業

当市では、南海トラフ巨大地震の発生が予想されており、災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画作りが必要である。そこで、市内企業に対し支援を行う。

- ア. 事業経営計画 (B C P) 計画作成への支援情報の提供
- イ. 日商が包括加入者となっている、災害等に対応した「ビジネス総合保険制度」の加入促進
- ウ. 令和元年に新たに規定された事業継続力強化支援計画 (商工会議所が地域の防災を担う阿南市と連携し、事業継続力強化のための支援を行う計画を作成し、都道府県知事が認定するもの) の作成検討

## (11) 労働対策支援事業

従来から実施している労働保険事務組合の他、専門家の協力を得て「働き方改革関連法」へ適切な対応が取れるよう支援を行う。また、労働力不足に対応した外国人人材の受入の可否について調査研究を行う。その他、従業員の健康維持・管理によって、市内企業の収益力を高める「健康経営」の推進を実施する。

- ア. 従業員がいる企業を対象とした、労働保険 (労災保険・雇用保険) の事務代行
- イ. 専門家による「働き方改革関連法」制度説明会の実施と個別案件に関して専門家の斡旋
- ウ. 各種セミナー等を通じた外国人人材受入可否の調査研究
- エ. 従業員の健康維持・増進に取り組む企業の周知及び支援
- オ. インターンシップ等受入マッチング支援事業の実施
- カ. 合同就職面談会の開催

## (12) 産業廃棄物処理関連法・容器包装リサイクル法・家電リサイクル法の対応事業

産業廃棄物処理に関する法律及び容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)、家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法) の法内容並びに、改正内容の周知をはじめ、対象企業に対し、企業責務を果たすための相談・指導を行う。

特に、容器包装リサイクル法に係る再商品化委託申込みは当所が受付窓口となっているため、対象事業者に対し適切な支援を行う。

- ア. 容器包装リサイクル法業務委託に関する手続き等支援
- イ. 個別相談の実施

## (13) 観光振興事業

ア. 「四国の右下観光局」との連携事業

「四国の右下・魅力倍增」推進会議から発展する形で、県南部エリア全体を広域的にマネジメントし、観光産業の成長を図る目的で平成30年3月に設立した「四国の右下観光局」と連携し、阿南市のみならず県南部の観光振興のために事業を推進する。

## (14) 地域振興事業

商店街にはコミュニティーの生活支援といった機能・役割を持ち、買い物を通じて他者との心通うコミュニケーションが行えるリアルな場としての強みを有する。当所では平成25年度から実施している「まちゼミ」事業を主軸として、商店と地域住民とのコミュニティーを高め、店舗の経営改善や社会の変化に伴う消費者ニーズを捉え、今後の事業展開に結び付けたい。売り手よし・買い手よし・世間よしで互いが相乗効果をおこし、個店と個店、地域と地域の交流連携を図り、阿南市を魅力ある街として事業展開していきたい。

### ア. 全国一斉まちゼミの開催

令和3年9月～11月の期間を含む約1か月に「全国一斉まちゼミ」を実施し、全国のまちゼミ開催415地域と意識を高め「コロナ禍により大きな影響を受けた地域経済の活力向上」に向け開催する。

### イ. あなんまちマルシェ2021の開催

新しい商いの創出を学び、地域住民は地元の魅力を再認識し、コミュニティーを通してお互いにリアルに会える価値や喜びを改めて感じるイベントとする。

### ウ. 繁盛店づくり支援事業

個店の集客力・販売力を高め魅力ある繁盛店づくりの改善手法を学び、共有することで他店舗との交流連携を図り、更に商店街全体の魅力を高める。

### エ. 第2回商人塾

昨年度第1回商人塾を開催したことで、地域の次世代リーダーの発掘や阿南市内の魅力の再発見に繋がり、各商店街等の核となるリーダーの連携が新たな阿南市の魅力を生み出す事が理解できた。今年度も継続開催し、阿南市民が地域の魅力を感じ、地元の良さを発信できる企画を塾生で計画していく。

## (15) 総合的な相談所事業

ア. 部会・委員会活動を通じた地域振興事業への協力

イ. 中小企業景況調査等各種調査研究の実施

ウ. 労働保険事務手続指導及び事務代行

エ. 商工会議所女性会・青年部の運営協力

オ. 青色申告会の運営指導

カ. 小規模企業共済・経営セーフティネット共済制度の加入促進

キ. 中小企業基盤整備機構が実施するセミナー・相談会等のPR

ク. ポスター・パンフレット等の作成配布による情報・資料提供

ケ. 電光掲示板を活用した各種情報の提供

コ. その他一般的な相談所事業

## 第2号議案

### 令和3年度 収支予算書（総括表）（案）

自 令和3年4月 1 日  
至 令和4年3月31日

#### 収入の部

(単位:千円)

	一般会計	法定台帳 特別会計	中小企業 相談所 特別会計	会員事業所 共済制度 特別会計	その他 特別会計 (4会計)	合計
1. 会 費	23,430					23,430
2. 負 担 金		624				624
3. 補 助 金 (県補助金他)			39,643			39,643
4. 交 付 金 (市補助金他)	4,005		180		7,495	11,680
5. 使用料・ 手数料	3,872				5,500	9,372
6. 事業収入	800		1,000	13,050	2,880	17,730
7. 雑 収 入	1,100		340	200	301	1,941
8. 繰 越 金	500	20		5	420	945
小 計	33,707	644	41,163	13,255	16,596	105,365
9. 繰 入 金	7,005		11,000			18,005
合 計	40,712	644	52,163	13,255	16,596	123,370

## 支出の部

(単位:千円)

	一般会計	法定台帳 特別会計	中小企業 相談所 特別会計	会員事業所 共済制度 特別会計	その他 特別会計 (4会計)	合計
1. 給与費	5,474	410	41,181	7,300	3,948	58,313
2. 旅費	600	20	500	100		1,220
3. 家屋費	2,264				1,890	4,154
4. 事務費	5,950	63	500	2,360	1,086	9,959
5. 会議費	500			50		550
6. 事業費	7,700	126	2,700	1,400	4,577	16,503
7. 交際費	300					300
8. 公課分担金	2,000			400		2,400
9. 福利厚生費	1,900		5,612	1,215		8,727
10. 退職給与 積立金	1,500	25	1,650	400		3,575
11. 特別運営 積立金	1,000					1,000
12. 支払利息	10					10
13. 減価償却	500					500
14. 雑費 (諸費)	14		20	30	10	74
小計	29,712	644	52,163	13,255	11,511	107,285
15. 繰出金	11,000				5,085	16,085
合計	40,712	644	52,163	13,255	16,596	123,370

(各科目間の流用についてはご承認願いたい)

# 令和3年度 一般会計収支予算書 (案)

自 令和3年4月 1 日  
至 令和4年3月31日

## 収入の部

(単位:千円)

科 目		令和3年度	令和2年度	対 比	備 考
款	項	予 算 額	予 算 額	増 減(△)	
1 . 会 費		23,430	23,430	0	
	1 . 会 費	18,565	18,565	0	
	2 . 特 別 会 費	4,865	4,865	0	
2 . 交 付 金		4,005	4,005	0	
	1 . 市 補 助 金	4,005	4,005	0	
3 . 事 業 収 入		2,800	2,800	0	
	1 . 検 定 手 数 料	800	800	0	
	2 . 共 済 事 業 収 入	2,000	2,000	0	
4 . 使 用 料 手 数 料		6,957	7,374	△ 417	
	1 . 使 用 料	2,872	3,004	△ 132	
	2 . 手 数 料	4,085	4,370	△ 285	
5 . 雑 収 入		3,020	2,860	160	
	1 . 雑 収 入	2,520	2,360	160	
	2 . 会 報 広 告 料	500	500	0	
	3 . 選 挙 分 担 金	0	0	0	
6 . 繰 入 金		0	0	0	
	1 . 繰 入 金	0	0	0	
7 . 前 年 度 繰 越 金		500	300	200	
	1 . 繰 越 金	500	300	200	
合 計		40,712	40,769	△ 57	



## 支出の部

(単位:千円)

科 目		令和3年度	令和2年度	対 比	備 考
款	項	予 算 額	予 算 額	増 減(△)	
1. 給 与 費		5,474	5,440	34	
	1. 俸 給	4,374	4,340	34	
	2. 諸 給	600	600	0	
	3. 賞 与	500	500	0	
2. 旅 費		600	750	△ 150	
	1. 旅 費	600	750	△ 150	
3. 家 屋 費		2,264	2,275	△ 11	
	1. 管 理 費	1,800	1,800	0	
	2. 賃 借 料	360	360	0	
	3. 保 険 料	104	115	△ 11	
4. 事 務 費		5,950	5,640	310	
	1. 通 信 費	500	500	0	
	2. 消 耗 品 費	500	500	0	
	3. 函 書 費	150	150	0	
	4. 印 刷 費	800	600	200	
	5. 備 品 費	350	640	△ 290	
	6. コンピュータ関連費	3,600	3,200	400	
	7. 諸 費	50	50	0	
5. 会 議 費		500	500	0	
	1. 会 議 費	500	500	0	
6. 事 業 費		18,700	18,200	500	
	1. 建 議 陳 情 費	500	100	400	
	2. 観 光 事 業 費	1,400	1,400	0	
	3. 商 工 振 興 費	3,100	3,500	△ 400	
	4. 調 査 広 報 費	1,500	1,500	0	
	5. 委 員 会 費	750	750	0	
	6. 繰 出 金	11,000	10,500	500	
	7. 記 念 事 業 積 立 金	300	300	0	
	8. 後 継 者 育 成 費	150	150	0	

(単位:千円)

科 目		令和3年度	令和2年度	対 比	備 考
款	項	予 算 額	予 算 額	増 減(△)	
7. 交 際 費		300	400	△ 100	
	1. 交 際 費	300	400	△ 100	
8. 公 課 分 担 金		2,000	1,800	200	
	1. 公 課 分 担 金	2,000	1,800	200	
9. 福 利 厚 生 費		1,900	1,750	150	
	1. 法 定 福 利 費	900	950	△ 50	
	2. 福 利 厚 生 費	1,000	800	200	
10. 退 職 給 与 積 立 金		1,500	1,500	0	
	1. 退 職 給 与 積 立 金	1,500	1,500	0	
11. 特 別 運 営 積 立 金		1,000	1,000	0	
	1. 特 別 運 営 積 立 金	1,000	1,000	0	
12. 支 払 利 息		10	10	0	
	1. 支 払 利 息	10	10	0	
13. 減 価 償 却 費		500	1,500	△ 1,000	
	1. 減 価 償 却 費	500	1,500	△ 1,000	
14. 雑 費		14	4	10	
	1. 予 備 費	14	4	10	
合 計		40,712	40,769	△ 57	

(各科目間の流用についてはご承認願いたい)

# 令和3年度 法定台帳特別会計収支予算書 (案)

自 令和3年4月 1 日  
至 令和4年3月31日

## 収入の部

(単位:千円)

科 目		令和3年度	令和2年度	対 比	備 考
款	項	予 算 額	予 算 額	増減(△)	
1. 負担金		624	624	0	
	1. 負担金	624	624	0	@1200×520件
2. 前年度繰越金		20	20	0	
	1. 繰越金	20	20	0	
合 計		644	644	0	

## 支出の部

(単位:千円)

科 目		令和3年度	令和2年度	対 比	備 考
款	項	予 算 額	予 算 額	増減(△)	
1. 給与費		410	410	0	
	1. 俸 給	300	300	0	
	2. 諸 給	10	10	0	
	3. 賞 与	100	100	0	
2. 事務費		63	63	0	
	1. 施設管理費	43	43	0	
	2. 什器備品費	10	10	0	
	3. 消耗品費	10	10	0	
3. 事業費		146	146	0	
	1. 印刷費	36	36	0	
	2. 通信費	70	70	0	
	3. 交通費	20	20	0	
	4. 広報費	20	20	0	
4. 退職給与積立金		25	25	0	
	1. 退職給与積立金	25	25	0	
合 計		644	644	0	

(各科目間の流用についてはご承認願いたい)

# 令和3年度 中小企業相談所特別会計収支予算書 (案)

自 令和3年4月 1 日

至 令和4年3月31日

## 収入の部

(単位:千円)

科 目			令和3年度	令和2年度	対 比	備 考
款	項	目	予 算 額	予 算 額	増 減(△)	
1. 県補助金			39,643	39,632	11	
	1. 補助対象職員設置費		31,829	31,807	22	
	2. 事務局長設置費		4,534	4,545	△ 11	
	3. 福利環境整備費		1,650	1,650	0	
	4. 特別研究指導費		120	120	0	
	5. 指導事務費		150	150	0	
		旅 費	80	80	0	
		事 務 費	70	70	0	
	6. 指導事業費		160	160	0	
		講習会等開催費	0	0	0	広域事業
		金融指導費	160	160	0	
	7. オンリーワン事業費		1,200	1,200	0	
2. 委託補助金			1,000	0	1,000	
	1. 日本商工会議所事業		1,000	0	1,000	
3. 市補助金			180	180	0	
4. 繰入金			11,000	10,500	500	
5. 雑収入			340	370	△ 30	
6. 前年度繰越金			0	0	0	
合 計			52,163	50,682	1,481	

## 支出の部

(単位:千円)

科 目		令和3年度	令和2年度	対 比	備 考
款	項	予 算 額	予 算 額	増減(△)	
1 . 補助対象職員設置費		39,365	38,945	420	
	1 . 俸 給	23,446	23,293	153	
	2 . 扶 養 手 当	648	492	156	
	3 . 住 居 手 当	0	0	0	
	4 . 通 勤 手 当	626	636	△ 10	
	5 . 期 末 手 当	8,433	8,325	108	
	6 . 超 過 勤 務 手 当	600	600	0	
	7 . 福 利 厚 生 費	5,612	5,599	13	
2 . 事務局長設置費		7,308	7,397	△ 89	
3 . 福利環境整備費		1,650	1,650	0	
4 . 特別研究指導費		120	120	0	
5 . 指導事務費		1,000	850	150	
	1 . 旅 費	500	350	150	
	2 . 事 務 費	500	500	0	
6 . 指導事業費		250	250	0	
	1 . 講習会等開催費	0	0	0	広域事業
	2 . 金融指導費	250	250	0	
7 . オンリーワン事業費		1,440	1,440	0	
8 . 中小企業景況調査費		10	10	0	
9 . 日本商工会議所事業		1,000	0	1,000	
10 . 諸 費		20	20	0	
合 計		52,163	50,682	1,481	

(各科目間の流用についてはご承認願いたい)

# 令和3年度 会員事業所共済制度特別会計収支予算書(案)

自 令和3年4月 1 日  
至 令和4年3月31日

## 収入の部

(単位:千円)

科 目		令和3年度	令和2年度	比 較	備 考
款	項	予 算 額	予 算 額	増減(△)	
1. 事業収入 (手数料)		13,050	12,875	175	
	1. す だ ち 共 済	9,850	9,760	90	アクサ生命
	2. 大 型 共 済	50	90	△ 40	アクサ生命
	3. 個 人 年 金	20	20	0	アクサ生命
	4. 終 身 保 障	200	220	△ 20	アクサ生命
	5. 総 合 共 済	1,800	1,800	0	アクサ生命
	6. 個 人 扱 契 約	10	15	△ 5	アクサ生命
	7. が ん 保 険	170	170	0	アフラック生命
	8. 自 動 車 保 険	100	100	0	AIG損害保険
	9. ビジネス総合保険他	850	700	150	日本商工会議所
2. 雑 収 入		200	150	50	
	1. 雑 収 入	200	150	50	預金利息・消費税
3. 前年度繰越金		5	5	0	
	1. 繰 越 金	5	5	0	
合 計		13,255	13,030	225	

## 支出の部

(単位:千円)

科 目		令和3年度	令和2年度	比 較	備 考
款	項	予 算 額	予 算 額	増減(△)	
1. 給 与 費		7,300	7,150	150	
	1. 俸 給	5,300	5,200	100	
	2. 諸 給	150	150	0	
	3. 賞 与	1,850	1,800	50	
2. 旅 費		100	100	0	
	1. 旅 費	100	100	0	
3. 事 務 費		2,360	2,110	250	
	1. 管 理 費	360	360	0	
	2. 通 信 費	240	150	90	
	3. 什 器 備 品 費	200	200	0	
	4. 消 耗 品 費	30	30	0	
	5. 印 刷 費	50	10	40	
	6. 支 払 手 数 料	400	400	0	
	7. コンピュータ 事務処理費	1,080	960	120	
4. 会 議 費		50	50	0	
	1. 会 議 費	50	50	0	
5. 事 業 費		1,400	1,600	△ 200	
	1. 事 業 推 進 費	1,100	1,200	△ 100	
	2. す だ ち 共 済 金 付 加 給 付 金	300	400	△ 100	
6. 福 利 厚 生 費		1,215	1,185	30	
	1. 法 定 福 利 費	1,200	1,170	30	
	2. 福 利 厚 生 費	15	15	0	
7. 退 職 給 与 費		400	400	0	
	1. 退 職 給 与 費	400	400	0	
8. 公 課 分 担 金		400	400	0	
	1. 公 課 分 担 金	400	400	0	
9. 雑 費		30	35	△ 5	
	1. 雑 費	30	35	△ 5	
合 計		13,255	13,030	225	

(各科目間の流用については承認願いたい)

# 令和3年度 労働保険事務組合特別会計収支予算書(案)

自 令和3年4月 1 日

至 令和4年3月31日

## 収入の部

(単位:千円)

区 分	科 目		令和3年度 予 算 額	令和2年度 予 算 額	対 比 増減(Δ)	備 考
	款	項				
労働保険料会計	1. 労働保険料	1. 保険料	46,400	51,100	△ 4,700	
		2. 追徴金	0	0	0	
		3. 延滞金	0	0	0	
		4. 還付金	0	0	0	
	小 計		46,400	51,100	△ 4,700	
その他の会計	2. 国からの 交付金		2,020	2,020	0	
		1. 報奨金	2,000	2,000	0	
		2. 助成金	20	20	0	
	3. 手数料		3,500	3,500	0	
		1. 委託手数料	3,500	3,500	0	
	4. 雑収入		1	1	0	
		1. 雑収入	1	1	0	
小 計		5,521	5,521	0		
合 計		51,921	56,621	△ 4,700		

## 支出の部

(単位:千円)

区 分	科 目		令和3年度 予 算 額	令和2年度 予 算 額	対 比 増減(Δ)	備 考
	款	項				
労働保険料会計	1. 労働保険料	1. 保険料	46,400	51,100	△ 4,700	
		2. 追徴金	0	0	0	
		3. 延滞金	0	0	0	
		4. 還付金	0	0	0	
	小 計		46,400	51,100	△ 4,700	
その他の会計	2. 人件費		1,440	1,440	0	
		1. 人件費	1,440	1,440	0	
	3. 事務費		996	996	0	
		1. 通信費	60	60	0	
		2. 消耗品費	110	110	0	
		3. 印刷費	10	10	0	
		4. 図書費	6	6	0	
		5. システム管理費	720	720	0	
		6. 公課分担金	80	80	0	
	4. 旅費		0	5	△ 5	
		1. 旅費	0	5	△ 5	
	5. 繰出金		3,085	3,080	5	
		1. 繰出金	3,085	3,080	5	
	小 計		5,521	5,521	0	
合 計		51,921	56,621	△ 4,700		

(各科目間の流用については承認願いたい)



# 令和3年度 電光掲示板運営特別会計収支予算書(案)

自 令和3年4月 1 日

至 令和4年3月31日

## 収入の部

(単位:千円)

科 目	令和3年度 予 算 額	令和2年度 予 算 額	対 比 増 減(△)	備 考
1.前年度繰越金	420	900	△ 480	
2.放 映 料	380	500	△ 120	
合 計	800	1,400	△ 600	

## 支出の部

(単位:千円)

科 目	令和3年度 予 算 額	令和2年度 予 算 額	対 比 増 減(△)	備 考
1.リ ー ス 料	0	180	△ 180	
2.ニ ュ ー ス 料	740	740	0	
3.データー通信費	60	60	0	
4.次年度繰越金	0	420	△ 420	
合 計	800	1,400	△ 600	

(各科目間の流用については承認願いたい)

# 令和3年度 特定退職金共済制度特別会計収支予算書(案)

自 令和3年4月 1 日

至 令和4年3月31日

## 収 入 の 部

(単位:千円)

科 目	令和3年度 予 算 額	令和2年度 予 算 額	対 比 増 減(△)	備 考
1. 事 業 収 入	2,100	2,150	△ 50	
合 計	2,100	2,150	△ 50	

## 支 出 の 部

(単位:千円)

科 目	令和3年度 予 算 額	令和2年度 予 算 額	対 比 増 減(△)	備 考
1. 事 務 費	100	150	△ 50	
2. 繰 出 金	2,000	2,000	0	
合 計	2,100	2,150	△ 50	

(各科目間の流用については承認願いたい)

# 令和3年度 商工業振興センター特別会計収支予算書(案)

自 令和3年4月1日  
至 令和4年3月31日

## 収入の部

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和2年度	対 比	備 考
款	予 算 額	予 算 額	増 減(△)	
1.指定管理料	5,475	5,163	312	
2.利用料金収入	2,000	2,200	△ 200	
3.自主事業収入	400	400	0	
4.雑収入	300	206	94	
合 計	8,175	7,969	206	

## 支出の部

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和2年度	対 比	備 考
款 項	予 算 額	予 算 額	増 減(△)	
1.固定費	4,398	4,336	62	
1.人件費	2,508	2,508	0	
2.光熱水費	1,890	1,828	62	
2.運営費	853	653	200	
1.通信運搬費	198	198	0	
2.印刷費	150	150	0	
3.消耗品費	180	180	0	
4.手数料	6	6	0	
5.保険料	7	7	0	
6.租税公課	2	2	0	
7.修繕費	300	100	200	
8.会議費	10	10	0	
3.維持管理費	2,331	2,400	△ 69	
1.清掃業務委託	1,128	1,116	12	
2.冷暖房保守点検業務	50	50	0	
3.保安警備業務	392	208	184	
4.電気工作物保安管理	162	162	0	
5.合併浄化槽保守点検	76	76	0	
6.合併浄化槽清掃	180	180	0	
7.合併浄化槽法定検査	12	12	0	
8.消防設備保守点検	66	66	0	
9.夜間・土日祝日管理	265	530	△ 265	
4.自主事業費	593	580	13	
1.企画展等開催事業	114	70	44	
2.自主事業	479	510	△ 31	
合 計	8,175	7,969	206	

(各科目間の流用については承認願いたい)

## 第3号議案

### 一時借入金の最高限度額（案）

一時借入金の最高限度額は1,500万円とする。

## 第4号議案

### 取引銀行指定（案）

阿南信用金庫

阿波銀行

徳島大正銀行

四国銀行

高知銀行

ゆうちょ銀行

阿南農業協同組合

東とくしま農業協同組合

## 第5号議案

### 定款の一部変更（案）

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 青年部、女性会の定款上の位置づけについて……第45条、第57条（新設）、第58条（新設）

青年部は平成2年、女性会は昭和50年に設立されて以来、活発な事業活動を通じて本商工会議所の発展に貢献しており、今後さらに、商工会議所活動への参加を促進するため、青年部並びに女性会を定款上に位置づける。

- (2) 電磁的方法による表決権、選挙権の行使等に係る規定の整備及び、常議員会における書面等による表決権の行使について……第12条、第13条、第38条、第41条、第44条、第46条

会議運営のデジタル化を推し進め、又、感染症の流行や自然災害などにより、実際に集まって会議を行うことが難しい場合の代替的な手段とすることを目的とするため、電磁的方法による表決権、選挙権の行使等に係る規定の整備及び、常議員会における書面等による表決権の行使について、定款上に位置づける。

ア. 商工会議所法（以下、「法」という。）第17条第2項から第5項までの規定では、表決権または選挙権については、あらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって行使可能であり、当該行使に際しては、書面に代えて電磁的方法によることが可能とされている。

また、代理人は、代理権を証する書面を商工会議所に提出しなければならないとされているところ、当該書面の提出に代えて、電磁的方法による代理権の証明が可能とされている。

上記を踏まえ、電磁的方法による表決権又は選挙権の行使等を可能とする旨の規定を定めることとする。

なお、議員総会においては、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止をはじめ、緊急事態に直面した際に、会議の定足数の確保と機動的な会議運営を図るため、今般の改正において、電磁的方法または代理人による表決権の行使を可能とする旨の規定を定めることとする。

イ. 法第45条第3項から第5項までの規定では、議員が議員総会の招集を請求するために会頭に提出する書面について、当該書面の提出に代えて、電磁的方法による提出が可能とされている。

上記を踏まえ、議員総会の招集を請求する際の書面について、電磁的方法による提供を可能とする旨の規定を定めることとする。

ウ. 経済産業省において、商工会議所法上、常議員会においても書面又は電磁的方法等による表決権の行使は可能であるものと解されると整理された。当所においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止などの観点から対面での接触回避の必要があるため、常議員会において書面表決を可能とするための定款の変更を行なうもの。

## 2. 変更箇所

### 阿南商工会議所定款条文の改正新旧表

(注) アンダーラインは変更部分

旧条文	新条文
<p>(会員の表決権) 第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>新 設</p> <p><u>3 前項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。</u></p> <p><u>4 第2項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。</u></p>	<p>(会員の表決権) 第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 会員は、前項の規定による書面をもってする表決権の行使に代えて、表決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</u></p> <p><u>4 前2項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。</u></p> <p><u>5 第2項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。</u></p>
<p>(会員の選挙権) 第13条 省略</p> <p>2 前条第2項及び第4項まで（表決権の行使）の規定は、選挙権について準用する。</p>	<p>(会員の選挙権) 第13条 省略</p> <p>2 前条第2項、<u>第3項及び第5項</u>（表決権の行使）の規定は、選挙権について準用する。</p>
<p>(議員総会の招集) 第38条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>新 設</p> <p>新 設</p> <p><u>5 議員総会の招集は、少なくとも会日の7日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につきその通知を発しなければならない。</u></p>	<p>(議員総会の招集) 第38条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5 前項の場合において、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該議員は、当該書面を提出したものとみなす。</u></p> <p><u>6 前項前段の電磁的方法（経済産業省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会頭の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会頭に到達したものとみなす。</u></p> <p><u>7 議員総会の招集は、少なくとも会日の7日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につきその通知を発しなければならない。</u></p>
<p>(議員総会の議事) 第41条 省略</p> <p>2 議員総会の議事は、<u>第4項</u>ただし書及び第42条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 省略</p>	<p>(議員総会の議事) 第41条 省略</p> <p>2 議員総会の議事は、<u>第8項</u>ただし書及び第42条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 省略</p>

<p>新 設</p> <p>新 設</p> <p>新 設</p> <p>新 設</p>	<p><u>4 議員はあらかじめ通知のあった事項につき、議員が記名なつ印した書面又は代理人をもって、表決権又は選挙権を行うことができる。ただし、代理人は本商工会議所の会員でなければならない。</u></p> <p><u>5 議員は、前項の規定による書面をもってする表決権又は選挙権の行使に代えて、表決権又は選挙権を電磁的方法により行うことができる。</u></p> <p><u>6 前2項の規定により表決権又は選挙権を行うものは、出席者とみなす。</u></p> <p><u>7 第4項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権又は選挙権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。</u></p>
<p><u>4 議員総会においては、第38条第5項（招集の通知）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者の3分の2以上の同意があった場合には、この限りではない。</u></p> <p><u>5 第12条第2項から第4項まで（書面又は代理人による権利の行使）の規定は、議員総会の表決及び選挙について準用する。</u></p> <p><u>6 議員総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第38条第5項（招集の通知）の規定は適用しない。</u></p> <p>（常議員会） 第44条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、会議の日時及び場所につき通知を發して、常議員会を招集しなければならない。</p> <p>4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員（監事を除く。）の議決権は、各々1個とする。</p> <p>5 省略</p> <p>（常議員会の決議事項） 第45条 省略 （1）～（7） 省略</p> <p>新 設</p> <p><u>（8）顧問及び参与の委嘱の承認</u></p> <p><u>（9）事務局及び職員について必要な事項</u></p>	<p><u>8 議員総会においては、第38条第7項（招集の通知）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者の3分の2以上の同意があった場合には、この限りではない。</u></p> <p>削 除</p> <p><u>9 議員総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第38条第7項（招集の通知）の規定は適用しない。</u></p> <p>（常議員会） 第44条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知を發して、常議員会を招集しなければならない。</p> <p>4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員（監事を除く。）の表決権は、各々1個とする。</p> <p>5 省略</p> <p>（常議員会の決議事項） 第45条 省略 （1）～（7） 省略</p> <p><u>（8）青年部、女性会について必要な事項</u></p> <p><u>（9）顧問及び参与の委嘱の承認</u></p> <p><u>（10）事務局及び職員について必要な事項</u></p>

<p>(準用規定) 第46条 第40条(議長)、第41条(第5項を除く。) (議事)及び第43条(議事録)の規定は、常議員会について準用する。</p> <p>第6章 <u>部会及び委員会</u></p> <p>新 設</p> <p>新 設</p> <p>新 設</p> <p>新 設</p>	<p>(準用規定) 第46条 第40条(議長)、第41条(第3項を除く。) (議事)及び第43条(議事録)の規定は、常議員会について準用する。<u>この場合、第41条中「表決権又は選挙権」とあるのは「表決権」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第6章 <u>部会及び委員会等</u></p> <p><u>第3節 青年部、女性会</u></p> <p><u>(青年部、女性会)</u></p> <p>第57条 <u>本商工会議所に、青年部、女性会を置く。</u></p> <p><u>(青年部、女性会について必要な事項)</u></p> <p>第58条 <u>青年部、女性会について必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。</u></p>
	<p>(実施の時期)</p> <p>1 第6章 部会及び委員会等 第3節青年部、女性会及び第57条(青年部、女性会)、第58条(青年部、女性会について必要な事項)の新設規定、並びに第12条(会員の表決権)、第13条(会員の選挙権)、第38条(議員総会の招集)、第41条(議員総会の議事)、第44条(常議員会)、第45条(常議員会の決議事項)、第46条(準用規定)の改正規定は、令和3年3月29日から実施する。</p> <p>2 第57条(青年部、女性会)、第58条(青年部、女性会について必要な事項)の追加に伴い、第57条(顧問)を第59条とし、以下の条文を2条ずつ繰り下げる。</p>